

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和25年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	三沢市	職員数（H19. 4. 1現在）	18人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	41円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	1,336(H18)
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	645(H18)
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.49(H18)
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	20.3(H19)
		経常収支比率（％）	90.6(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る三沢市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	三沢市長 種市 一正
既存計画との関係	三沢市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	議会への説明後ホームページ及び広報紙へ掲載する。
基本方針	水需要の増加が望めない中、市民に安全かつ安定した水を供給する上で老朽化した配水場の更新事業等があり、経費を抑制し一層効率的な事業運営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			114.8	114.8
	補償金免除額			21.1	21.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			52	52

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業		35,762	114,768	150,530
合 計 (A)			35,762	114,768	150,530
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			35,762	114,768	150,530

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業		7,654	51,379	59,033
合 計 (A)			7,654	51,379	59,033
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			7,654	51,379	59,033

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>当市の取水源は全て地下水であり、浄水場施設が必要なく、その分経費が少なくすんでいる。</p> <p>財政状態を示す指標につきましては、流動比率967.7%（類似団体654.3%）・自己資本構成比率84.4%（類似団体62.0%）・固定資産対長期資本比率90.7%（類似団体90.1%）等いずれも高くなっている。反対に給水原価121.79円（類似団体157.2円）・供給単価139.66円（類似団体153.24円）とそれぞれ低くなっており、現在のところ良好に推移していると考えている。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>配水場の更新</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成19～24年度まで総額約32億円の第一配水場整備事業が始まり、その財源確保が必要となっております。</td> </tr> </table>	課 題	配水場の更新	平成19～24年度まで総額約32億円の第一配水場整備事業が始まり、その財源確保が必要となっております。	
	課 題	配水場の更新			
	平成19～24年度まで総額約32億円の第一配水場整備事業が始まり、その財源確保が必要となっております。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>人件費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経費における人件費の割合は高く、いかに抑制していくかが重要と考えています。</td> </tr> </table>	課 題	人件費の抑制	経費における人件費の割合は高く、いかに抑制していくかが重要と考えています。	
	課 題	人件費の抑制			
経費における人件費の割合は高く、いかに抑制していくかが重要と考えています。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理経費の節減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">類似団体と比べ動力費や修繕費の維持管理経費が高くその抑制に努める。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理経費の節減	類似団体と比べ動力費や修繕費の維持管理経費が高くその抑制に努める。		
課 題	維持管理経費の節減				
類似団体と比べ動力費や修繕費の維持管理経費が高くその抑制に努める。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題				
課 題					
留意事項	<p>配水場の更新事業が平成20年度から本格化することによる投資的経費の増加が予想されるため、経費の抑制だけでなく料金改定を計画期間内で検討する必要があると考えています。</p> <p>また、現在、石綿管は管路全体の10.5%を占めており早急の改修が必要である。</p>				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	115	118	110	114	115	107	109	108	107	105
総収支比率(法適用)	(%)	126	127	119	122	123	114	116	114	114	112
経常収支比率(法適用)	(%)	126	127	119	122	123	114	116	114	114	112
営業収支比率(法適用)	(%)	130	134	123	127	127	118	118	116	116	115
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	計画内には料金改定は見込んでおりませんが、おいらせ町住吉地区の分水を平成20年度内に停止することから、その分の料金収入(年間約6百万円)を減額しております。また、下水道事業の供給開始に伴う節水により収入は横ばいで見込んでおります。
2 他会計繰入金の見込み	現在、他会計からの繰入金はありません。今後もないものと考えてます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	計画初年度～平成24年度まで総額約32億円の第一配水場整備事業の開始。 売却資産はありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費及び経費については、横ばいで見込んでおります。 資本的収入において起債充当率を75%で試算しています。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>課題 集中改革プラン(17年度～21年度) 19名 18名 公営企業健全化計画(19年度～23年度) 19名 18名 平成19年4月1日現在の職員数は、18名となっており、集中改革プラン(20年度に18名に削減)より1年早く削減済みである。</p> <p>課題 人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じて改正を行なうとともに、社会情勢等を考慮した給与制度の構築 管理職手当20%、期末手当10%減(17年度～) 特殊勤務手当については、集中改革プランどおり、18年度に廃止しております。</p> <p>課題 職務分類表における格付等の見直しを行ない、一般行政職と同様、削減を図る。</p> <p>課題 18年度に退職時特別昇給の廃止をしており、今後も継続する。</p> <p>特に考えていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>課題 配水場整備事業に伴い動力費の縮減の可能性を平成19年度から検討中。 配水管の漏水による修繕費が増加しており、漏水の要因である石綿管の更新を平成19年度から検討中。 清掃業務委託料の見直しにより、平成19年度から月額61,950円(税込)を減額しております。</p> <p>当市の水道事業施設等建設改良費については、国(防衛)の6割補助事業の活用により資本費を抑えているので、市民のためにも経営を自治体で行っていくことが望ましいと考えております。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	ここ数年収入は減少し、下水道事業の供給開始に伴う節水思考が高まる中、水需要の増加は見込めないのが現状です。今後、第一配水場整備事業で総額約32億円の投資的経費が増加することを踏まえ計画期間内に料金改定を検討。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	市のHP、広報誌により開示している。今後も開示していく。 特に考えていない。
5 その他	課題 平成19～24年度まで総額約32億円の第一配水場整備事業が始まり、その財源確保として補助6割、起債充当率を75%とする。 旅費の節減のため水道委員会委員の研修視察を平成18年度から隔年とし、日本水道協会の全国・東北大会は不参加とする。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	給与改正や集中改革プランによる人員削減は実施済。今後、更に計画期間内において人員削減が可能か検討していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	計画期間内の投資的経費の増加による料金改定の検討。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰入は無し。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	119	106	108	104	98		91	93	93	95	95	
	改善額				3	3		7	5	5	3	3	23
	各種手当				3	3							
	改善額												
	その他(定数管理)												
	改善額							7	5	5	3	3	23
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	19	19	19	19	19		18	18	18	18	18	
	増減数(人)							1					1
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1317	1305	1290	1278	1336		1317	1456	1626	1806	1975	
	増減		12	15	12	58		19	139	170	180	169	
	計画前5年間改善額 合計						6				改善額 合計		23

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 21.1

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	45	45	45	45	45	45	45	44	44	44
年間総有収水量 (千m ³)	4,666	4,521	4,571	4,488	4,366	4,375	4,363	4,351	4,360	4,369
公称施設能力 (m ³ /日)	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800	27,800
1日最大配水量 (m ³ /日)	20,342	18,966	19,870	20,058	16,643	16,676	16,676	16,676	16,676	16,676
最大稼働率 (%)	73.2	68.2	71.5	72.3	59.9	60	60	60	60	60
供給単価 (円/m ³)	139	139	139	139	140	140	139	139	139	139
給水原価 (円/m ³)	121	119	126	122	122	130	127	129	130	133

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。